

平成十九年四月

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の説明書

外務省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	五
5	貿易取引文書の電子化(第五章)	六
6	相互承認(第六章)	六
7	サービスの貿易(第七章)	七
8	投資(第八章)	九
9	自然人の移動(第九章)	一
10	知的財産(第十章)	一
11	政府調達(第十一章)	三
12	競争(第十二章)	三
13	協力(第十三章)	三
14	紛争解決(第十四章)	四

15	最終規定（第十五章）	一四
16	附属書	一五
17	実施取極	一八
三	協定の実施のための国内措置	一八

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十五年十二月の我が国とタイとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十六年二月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年四月三日に東京において、我が方安倍内閣総理大臣と先方スラユット首相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、タイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、知的財産の保護、二国間協力等について定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百七十三箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国が協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を公表すること等について定める。（第三条）
- (4) 各締約国政府は、自国の法令に従って、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第四条）
- (5) 締約国政府の権限ある当局は、行政上の措置をとる場合に、最終的な決定を行う前に通知を行い、及び当該措置の対象となる者の主張を提示するため等の機会を与える旨定める。（第五条）
- (6) 各締約国は、行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法上又は行政上の救済手段を維持する旨定める。（第六条）

- (7) 各締約国が協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。(第七条)
 - (8) 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国が提供した情報の秘密性を保持する旨定める。(第八条)
 - (9) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。(第九条)
 - (10) 協定中の一定の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定並びにサービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定を準用する旨定める。(第十条)
 - (11) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する旨定める。(第十一条)
 - (12) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十二条)
 - (13) 両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する旨定める。(第十三条)
 - (14) 両締約国間の連絡は、両国の外務省を通じて円滑にする旨定める。(第十四条)
- ## 2 物品の貿易(第二章)
- (1) 第二章における用語の定義について定める。(第十五条)
 - (2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十六条)
 - (3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十七条)
 - (4) 一方の締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定める。(第十八条)
 - (5) 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十九条)
 - (6) いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定に従って、同協定附属書一に掲げる農産品について、い

かなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十條)

(7) 一方の締約国は、他方の締約国の產品の輸入について又は他方の締約国への產品の輸出等について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかなる非関税措置の新設等をしてはならない旨定める。(第二十一條)

(8) 一方の締約国は、他方の締約国の原產品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原產品が増加した數量で自国に輸入されている場合において、当該増加した數量が自国の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となっているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範圍において、二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第二十二條)

(9) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げない旨定める。(第二十三條)

(10) 合同委員会は、協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する旨定める。(第二十四條)

(11) 物品の貿易に関する小委員会の任務等について定める。(第二十五條)

(12) 両締約国は、第二章の規定等についての一般的な見直しを、協定が効力を生ずる年の後十年目の年に又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に行う旨定める。(第二十六條)

3 原産地規則(第三章)

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十七條)

(2) 原產品について定めるとともに、產品の原産資格割合を算定する方式等について定める。(第二十八條)

(3) 產品が一方の締約国の原產品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該產品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原產品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。(第二十九條)

(4) 附屬書二に定める品目別規則の適用上、特定の產品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該產品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該產品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない旨定める。(第三十條)

- (5) 産品は、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十一条)
- (6) 他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条)
- (7) 一定の要件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十三条)
- (8) 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料が原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等について定める。(第三十四条)
- (9) 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条)
- (10) すべての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)
- (11) すべての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない旨定める。(第三十七条)
- (12) 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、すべての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて、及び産品の原産資格割合を算定するに当たつて、考慮しない旨を定める。(第三十八条)
- (13) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求すること等について定める。(第三十九条)

- (14) 原産地証明書の発給等について定める。(第四十条)
- (15) 輸入締約国の税関当局は、産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、照会に対する回答を行うよう努める旨定める。(第四十一条)
- (16) 各締約国は、輸出者等が、産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。(第四十二条)
- (17) 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。(第四十三条)
- (18) 輸入締約国の税関当局は、輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて、産品が原産品であるか否かに関する情報を収集すること等を輸出締約国に対して要請することができること等について定める。(第四十四条)
- (19) 輸入締約国の税関当局は、産品が原産品でない場合等において、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。(第四十五条)
- (20) 各締約国は、第三章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持する旨定める。(第四十六条)
- (21) 各締約国は、輸出者等が虚偽の申告書等を提出した場合の適当な罰則その他の制裁を定めること、輸出者等が原産品でないことを知ったにもかかわらず通報することを怠った場合に適当な措置をとること等について定める。(第四十七条)
- (22) 品目別規則の適用等に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する旨定める。(第四十八条)
- (23) 原産地規則に関する小委員会の任務等について定める。(第四十九条)
- 4 税関手続(第四章)
- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第五十条)
- (2) 第四章における用語の定義について定める。(第五十一条)

(3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報等を利害関係者に容易に利用可能なものにすることを確保する旨定める。(第五十二条)

(4) 両締約国は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う旨定める。(第五十三条)

(5) 各締約国は、物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする旨を定める。(第五十四条)

(6) 両締約国は、税関手続の分野において協力し、及び情報を交換する旨定める。(第五十五条)

(7) 税関手続に関する小委員会の任務等について定める。(第五十六条)

5 貿易取引文書の電子化(第五章)

(1) 両締約国は、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する旨定める。(第五十七条)

(2) 両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現等に関する意見及び情報を交換する旨定める。(第五十八条)

(3) 両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国間の関連する民間の団体間の協力を奨励する旨定める。

(第五十九条)

(4) 両締約国は、電子的な貿易取引情報等が各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、協定の効力発生の日の後二年以内に検討を行う旨定める。(第六十条)

(5) 貿易取引文書の電子化に関する小委員会の任務等について定める。(第六十一条)

6 相互承認(第六章)

(1) 一方の締約国は、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、自国の登録当局等による登録等を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる旨定める。(第六十二条)

(2) 第六章の適用範囲について定める。(第六十三条)

(3) 第六章における用語の定義について定める。(第六十四条)

(4) 一方の締約国の登録当局等は、登録等を申請する他方の締約国の適合性評価機関が、附属書四に定める自国の関係法令等に定め

る登録基準を満たす場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関を登録する旨定めるとともに、同登録基準を満たさなくなった場合には、登録を取り消すことができる旨定める。(第六十五条)

(5) 相互承認に関する小委員会の任務等について定める。(第六十六条)

(6) 各締約国は、第六章の規定に関する照会に応じ、情報を提供する連絡部局を指定する旨定める。(第六十七条)

(7) 第六章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護等のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない旨定める。(第六十八条)

(8) 第六章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関等に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない旨定める。(第六十九条)

(9) 各締約国は、第六章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持する旨定める。(第七十条)

7 サービスの貿易(第七章)

(1) 第七章の一般原則について定める。(第七十一条)

(2) 第七章の適用範囲について定める。(第七十二条)

(3) 第七章における用語の定義について定める。(第七十三条)

(4) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第七十四条)

(5) 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、他国の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第七十五条)

(6) 両締約国は、第七四条及び第七五条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。(第七十六条)

(7) 各締約国の特定の約束に係る表における記載について定める。(第七十七条)

(8) 特定の約束の修正又は撤回は、協定の改正に係る規定に従って行う旨定める。(第七十八条)

- (9) 一方の締約国は、協定の効力発生後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国との協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する旨定める。(第七十九条)
- (10) 各締約国は、一般的に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等について定める。(第八十条)
- (11) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可等を与えるための自国の基準を適用する上で、他方の締約国において得られた教育等を承認することができる旨定める。(第八十一条)
- (12) 各締約国は、第七十四条から第七十六条までの規定に基づく義務に影響を及ぼすすべての関係法令を記載した法的拘束力のない表を作成する旨定める。(第八十二条)
- (13) 各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないこと等を確保する旨定める。(第八十三条)
- (14) 両締約国は、協定の効力発生の日の後六箇月以内にセーフガード措置に関する交渉を開始するための協議を行う旨定める。(第八十四条)
- (15) 締約国は、第八十六条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。(第八十五条)
- (16) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第八十六条)
- (17) 一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によつて所有され、又は支配されていると認めるときは、一定の条件の下で、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、第七章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第八十七条)
- (18) サービスの貿易に関する小委員会の任務等について定める。(第八十八条)
- (19) 両締約国は、協定の効力発生の日の後五年以内に、すべてのサービス分野についての一般的な見直しのための交渉を開始するこ

と等について定める。(第八十九条)

8 投資(第八章)

- (1) 第八章の適用範囲について定める。(第九十条)
- (2) 第八章における用語の定義について定める。(第九十一条)
- (3) 各締約国は、自国の区域内の地方の政府等による第八章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。(第九十二条)
- (4) 一方の締約国は、投資財産の設立等に関し、附属書六第一部に記載した分野において、かつ、同部に定める条件及び制限に従い、また、投資財産の経営等に関し、協定の効力発生の日に存在している自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第九十三条)
- (5) 一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第九十四条)
- (6) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇を与える旨定める。(第九十五条)
- (7) 一方の締約国は、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。(第九十六条)
- (8) 第八章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、自国の区域内における投資活動に関して特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない旨定める。(第九十七条)
- (9) 各締約国の内国民待遇及び特定措置の履行要求に関する特定の約束に係る表の記載について定める。(第九十八条)
- (10) 第八章の規定に基づく特定の約束の修正又は撤回は協定の改正に係る規定に従って行う旨定める。(第九十九条)
- (11) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えた待遇の水準を自国の法令に従って維持する旨定める。(第一百条)
- (12) 一方の締約国は、自国の法令等であって第八章の規定の対象となる事項に関するものを公表等することを確保する旨定める。

(第百一条)

(13) 締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第百二条)

(14) 一方の締約国は、武力紛争等により自国内にある投資活動に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第百三条)

(15) 一方の締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。(第百四条)

(16) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第百五条)

(17) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決について定める。(第百六条)

(18) いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる旨定める。(第百七条)

(19) いずれの締約国も、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第百八条)

(20) 各締約国は、信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置をとることを妨げられない旨定める。(第百九条)

(21) 収用を構成する租税に係る課税措置について適用する第八章の規定について定める。(第百十条)

(22) 各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第百十一条)

(23) 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有等され、かつ、一定の場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、第八章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第百十二条)

- (24) 投資に関する小委員会の任務等について定める。(第百十三条)
- (25) 両締約国は、協定の効力発生後五年以内に、すべての非サービスマン分野において行った約束の一般的な見直しのための交渉を開始すること等について定める。(第百十四条)

9 自然人の移動(第九章)

- (1) 第九章の適用範囲について定める。(第百十五条)
- (2) 第九章における用語の定義について定める。(第百十六条)
- (3) 各締約国は、一定の者について行う特定の約束を附属書七に記載すること等について定める。(第百十七条)
- (4) 各締約国は、自然人の移動に関する要件及び手続に関する情報を公表する旨定める。(第百十八条)
- (5) 自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可等を与えるための自国の基準を適用する上で、他方の締約国において得られた教育等を承認することができる旨定める。(第百十九条)
- (6) 自然人の移動に関する小委員会の任務等について定める。(第百二十条)
- (7) 両締約国は、協定の効力発生後に、附属書七の規定に従って、相互に交渉を開始する旨定める。(第百二十一条)

10 知的財産(第十章)

- (1) 両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与えること等について定めるとともに、貿易関連知的所有権協定等の国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する旨定める。(第百二十二条)
- (2) 第十章における用語の定義について定める。(第百二十三条)
- (3) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇を与える旨定める。(第百二十四条)
- (4) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、最恵国待遇を与える旨定める。(第百二十五条)
- (5) 各締約国は、知的財産に関する行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等について定める。(第百二十六条)

- (6) 知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するために各締約国がとる措置について定める。(第百二十七条)
- (7) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。(第百二十八条)
- (8) 知的財産権の保護及び行使の目的について定める。(第百二十九条)
- (9) 特許は、貿易関連知的所有権協定第二七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明について与えられる旨定める。(第百三十条)
- (10) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二五条の規定に従い、意匠の保護について定める旨定める。(第百三十一条)
- (11) 各締約国が商品及びサービスに係る商標に関して負う義務について定める。(第百三十二条)
- (12) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。(第百三十三条)
- (13) 各締約国は、商品に関する地理的表示の保護を確保する旨定める。(第百三十四条)
- (14) 各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する旨定める。(第百三十五条)
- (15) 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める旨定める。(第百三十六条)
- (16) 各締約国は、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する旨定める。(第百三十七条)
- (17) 各締約国は、少なくとも商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止する手続を定める旨定める。(第百三十八条)
- (18) 各締約国は、知的財産の権利者が民事上の救済に係る権利を有することを確保する旨定める。(第百三十九条)
- (19) 各締約国は、故意に、かつ、商業的規模で知的財産権が侵害される場合について適用されるべき刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。(第百四十条)
- (20) 両締約国は、貿易関連知的所有権協定に基づく自国の義務を再確認する旨定める。(第百四十一条)
- (21) 各締約国は、中小企業が知的財産権を取得することを支援するために適切な措置をとる旨定める。(第百四十二条)

- (22) 知的財産に関する小委員会の任務等について定める。(第百四十三条)
- (23) 第十章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成す旨定める。(第百四十四条)
- 11 政府調達(第十一章)
- (1) 両締約国は、政府調達に関する自国の法令等について情報の交換を行う旨定める。(第百四十五条)
- (2) 政府調達に関する小委員会の任務等について定める。(第百四十六条)
- 12 競争(第十二章)
- (1) 各締約国は、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する旨定める。(第百四十七条)
- (2) 両締約国は、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進することに関して協力する旨定める。(第百四十八条)
- (3) 各締約国は、国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する旨定める。(第百四十九条)
- (4) 各締約国は、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定める。(第百五十条)
- (5) 第八条及び第十四章の規定は、第一二章の規定については、適用しない旨定める。(第百五十一条)
- 13 協力(第十三章)
- (1) 協力の基本原則を定める。(第百五十二条)
- (2) 協力の分野を定める。(第百五十三条)
- (3) 協力の範囲及び形態については実施取極で定める旨定める。(第百五十四条)
- (4) 協力の実施は、各締約国の法令及び資金その他の資源の利用可能性に従うことを条件とする旨定めるとともに、当該協力に要する費用は、両締約国が合意する方法で負担する旨定める。(第百五十五条)
- (5) 両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとするこ
とができること等について定める。(第百五十六条)

- (6) 協力の各分野に関する小委員会について定める。(第百五十七條)
 - (7) 第十四章に定める紛争解決手続は、第十三章の規定については、適用しない旨定める。(第百五十八條)
- 14 紛争解決(第十四章)
- (1) 第十四章の適用範囲について定める。(第百五十九條)
 - (2) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第百六十條)
 - (3) いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を随時要請することができる旨定める。(第百六十一條)
 - (4) 仲裁裁判所の設置について定める。(第百六十二條)
 - (5) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百六十三條)
 - (6) 仲裁裁判手続について定める。(第百六十四條)
 - (7) 仲裁裁判手続の終了について定める。(第百六十五條)
 - (8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第百六十六條)
 - (9) 仲裁裁判所の費用について定める。(第百六十七條)
- 15 最終規定(第十五章)
- (1) 協定の目次並びに章及び条の見出しは、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第百六十八條)
 - (2) 両締約国は、協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定の効力発生後十年目の年に行うものとし、その後においては十年ごとに行う旨定める。(第百六十九條)
 - (3) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百七十條)
 - (4) 協定の改正について定める。(第百七十一條)
 - (5) 協定の効力発生について定める。(第百七十二條)
 - (6) 協定の終了について定める。(第百七十三條)

(1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。(附属書一)
これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千二百七十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百八十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約七百二十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千七十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百二十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百四十品目のうち、約九百六十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定、除外又は再協議の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 生鮮のバナナについて、関税割当を設定する(枠内税率は無税、関税割当数量は一年目四千トン、五年目八千トン)。
- ・ でん粉誘導体について、関税割当を設定する(枠内税率は無税、関税割当数量は毎年二十万トン)。
- ・ えび、えび調製品について、関税を即時撤廃する。
- ・ まぐろ缶詰について、協定発効後五年間で関税を撤廃する。

ロ タイによる関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約五千五百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約二千四百九十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約二千九百五十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが七十品目になる。

分野別では、鉱工業品約四千六百品目のうち約五十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約九百品目のうち、約二十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定又は除

外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 生鮮の温帯果実（りんご、なし等）について、関税を即時撤廃する。
- ・ ほぼすべての鉱工業品について、協定発効後十年以内に関税を撤廃する。
- ・ 鉄鋼につき日本からの輸入量の約五十パーセントについて関税を即時撤廃する（無税枠を含む）。
- ・ ほぼすべての自動車生産用部品について、協定発効から五年後に関税を撤廃する。

(2) 品目別原産地規則について定める。（附属書二）

(3) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。（附属書三）

(4) 相互承認の適用範囲及び関係法令について定める。（附属書四）

(5) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。（附属書五）
これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。

ロ タイによる特定の約束

各分野に共通の約束として、外国人が所有する資本の持分に関連する措置等を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。

(6) 投資財産の設立、取得及び拡張に関する内国民待遇並びに特定措置の履行要求について各締約国が行う特定の約束について定め

るほか、投資財産の経営、管理、運営等に関する内国民待遇及び最恵国待遇に関する規定により課される義務に適合しない措置に
関し我が国が付する留保について定める。(附属書六)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

投資財産の設立、取得及び拡張に関する内国民待遇を農林水産業、エネルギー産業、漁業、熱供給業、製造業、鉱業、石油業
の分野を除くすべての非サービス分野において約束しているほか、すべての非サービス分野において特定措置の履行を要求しな
いことを約束している。

ロ 我が国による留保

投資財産の経営、管理、運営等に関する内国民待遇について、エネルギー産業、漁業、製造業の分野において五の将来の措置
に関する留保を行っている他、すべての非サービス分野において、公的企業の持分の移転、補助金、土地の取得等について将来
の措置に関する留保を行っている。また、投資財産の経営、管理、運営等に関する最恵国待遇について、農林水産業、漁業、法
の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス、運輸業の分野において七の現行の措置及び二の将来の措置に関する留
保を行っている他、すべての分野において、補助金、土地の取得等について将来の措置に関する留保を行っている。

ハ タイによる特定の約束

投資財産の設立、取得及び拡張に関する内国民待遇を自動車製造業の分野において約束しているほか、すべての非サービス分
野において特定措置の履行を要求しないことを約束している。

(7) 各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。(附属書七)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

タイの自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、日本国にある公私の機
関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者及び指導員について、入国及び一時的な滞在を約束する。

ロ タイによる特定の約束

我が国の自然人であつて、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、タイにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者及び指導員について、入国及び一時的な滞在を約束する。

17 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法令の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。